

千葉県県立学校チャレンジ応援基金に御寄附いただいた場合、

ふるさと納税制度

をご利用いただけます。

● ふるさと納税制度とは

自治体への「寄附」のことです。

寄附金のうち2千円を超える部分について、一定限度額まで、
個人住民税と所得税について税の軽減を受けることができます。

● ポイント

1

生まれ故郷でなくてもOK！

千葉県出身でない方、千葉県外にお住まいの方も
ご利用いただけます。

2

実質2千円の負担で寄附ができます！

※控除される金額には、収入や家族構成等に応じて、
一定の上限があります。

● お手続き

御寄附いただいた翌年3月15日までに、
税務署で確定申告を行ってください。

※一定の要件を満たした場合、確定申告が不要になる場合がございます。
(裏面「ふるさと納税ワンストップ特例制度利用」をご参照ください。)

● 各種お問い合わせ

千葉県県立学校チャレンジ応援基金に関すること:千葉県教育庁財務課☎043-223-4094

ふるさと納税に関すること

:千葉県総務部税務課☎043-223-2117

控除額に関すること

:お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

詳細は裏面にも記載しています。御参照ください。

● 御寄附の流れ

寄附を行う

・お申込み

・金融機関で御入金 ・寄附金受領証明書の受取

・ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の受取(希望者のみ)

【紙での手続き】

・寄附申出書に必要事項を記載し、千葉県教育庁財務課へメール、FAX又は御郵送ください。

・千葉県教育庁財務課から納付書を郵送しますので、金融機関で御入金ください。

・納付いただいた後、千葉県教育庁財務課から寄附金受領証明書を郵送いたします。また、希望者にふるさと納税ワンストップ特例の申請書を送付致します。

【クレジットカードでの手続き】

・右のQRコード等から、ふるさとチョイスのホームページにアクセスし、申込をしてください。



▲ふるさとチョイス

・納付いただいた後、ふるさとチョイスから寄附金受領証明書を郵送いたします。



控除の手続き

・確定申告又はワンストップ特例の申請

・所得税・翌年度の住民税からの控除



1) 確定申告

・ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに住所地の所轄の税務署に確定申告を行ってください

・確定申告を行う際には、寄附を証明する書類(寄附金受領証明書)を添付してください。

・確定申告のお手続きについては税務署にお問い合わせください。

2) ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用

以下の条件を満たす場合に、確定申告が不要になる制度です。

▼条件

・確定申告の不要な給与所得者等であること

・ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であること

▼手続き

・ふるさと納税ワンストップ特例の申請書に必要事項をご記入の上、ふるさと納税を行った年の12月31日までに千葉県教育庁財務課宛に申請書をご提出ください。

※ワンストップ特例制度の適用条件に該当しなくなった場合は、確定申告を行う必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。